

# 第8章

実現のための取り組み

## 第8章 実現のための取りくみ

### (1) 段階的な事業の推進

計画の実現を図っていくために、実現の可能性や事業効果、財源の状況を踏まえたうえで、優先的に事業を実施していくための計画が必要です。

このため、「大網白里町総合計画」と調整を図りながら、実施計画等の短期目標を設定した「実現のための計画」を策定し、事業を展開していきます。

### (2) 住民・事業者・行政との協働による緑の育成・維持管理体制の確立

豊かな緑を将来にわたって支えていくためには、住民、事業者、行政の協力が必要となります。そのための第1歩として、住民・事業者・行政が、協力して公園、街路樹といった身近な緑の育成や維持管理を行う事を目的とした「(仮称)みどりのまちづくり推進条例」の制定および「(仮称)みどりのまちづくり推進協議会」の設置を推進します。

### (3) 民有地緑化のための制度の確立

市街地内においては、家庭の生垣や、社寺林などの民有林も重要な緑の一つに含まれます。また、丘陵地の斜面林や農地についても個人が所有しているものも少なくありません。

このような民有地の緑を保全・創出していくために、新しい制度の確立を図ります。

#### ◆民有地緑化のための施策

| 民有地緑化の項目     | 具体的な施策   |
|--------------|--|
| 丘陵地の緑の保全     | 緑地保全条例の制定による、維持管理の助成<br>開発行為の対策<br>地域森林計画に基づく森林の適正管理 |
| 農地の保全        | 農業振興計画に基づく農地の保全                                      |
| 工場や事業所での緑の創出 | 緑地協定の締結  |
| 各家庭での緑の創出    | 緑地協定の締結<br>生垣設置の助成                                   |
| 寺社や屋敷林*の保全   | 緑地保全条例の制定による維持管理の助成<br>保存樹、保存樹林の指定                   |

### (4) 計画の見直しの実施

この計画は、20年後を想定した長期計画であるため、5年毎に計画目標の見直しを行います。また、社会情勢や住民ニーズなどの変化に伴い、必要に応じた見直しを行います。